

平成27年 6月 4日
消 費 者 庁

特定商取引法に基づく行政処分について

本日、関東経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

平成27年6月4日

関東経済産業局

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する 業務停止命令（3か月）について

- 関東経済産業局は、「CO₂排出権取引」と称するCO₂排出権に係る店頭商品デリバティブ取引（注）に関する役務提供を行っていた訪問販売業者であるMUTSUMI株式会社（東京都中央区）に対し、本日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、平成27年6月5日から平成27年9月4日までの3か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

（注）商品市場及び外国商品市場によらないで行われる取引（相対取引）であって、約定価格（当事者が商品についてあらかじめ約定する価格）と現実価格（将来の一定の時期における現実の当該商品の価格）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（物品の受け渡しを前提としない差金決済による取引）。

- 認定した違反行為は、威迫・困惑及び迷惑勧誘です。
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。
- なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

1. MUTSUMI株式会社（以下「同社」という。）は、消費者に電話をかけ、消費者を住居の近くの駅や飲食店等に呼び出し営業所等以外の場所において、「CO₂排出権取引」と称するCO₂排出権の店頭デリバティブ取引に関する役務（以下「本件役務」という。）の訪問販売を行っていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

- （1）同社は、訪問販売に係る本件役務の役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、契約を断っている消費者に対し、「営業妨害になり

ます。警察に言って、裁判の準備もするそうです。何で契約する気がないのか、明日うちの事務所まで来て説明するように上司が言っています。」「出張料を請求しますよ、損害賠償もします。弁護士をつけても30万から50万円はかかりますよ。それでもいいですか。」などと言って、消費者を威迫して困惑させていました。

(威迫・困惑)

(2) 同社は、訪問販売に係る本件役務の役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、長時間にわたる勧誘や、正当な理由なく不適當な時間帯に勧誘をするなど消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていました。

(迷惑勧誘)

【本件に関する相談先】

本件に関する御相談につきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御相談下さい。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

(別紙)

MUTSUMI 株式会社に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称：MUTSUMI 株式会社
- (2) 代表者：代表取締役 戸城 昌弘（としろ まさひろ）
- (3) 所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町 2 番 8 号 BROS 大伝馬ビル
4 階
- (4) 資本金：50 万円
- (5) 設立：平成 25 年 9 月 18 日
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) 取扱商品：CO2 排出権に係る店頭商品デリバティブ取引に関する役
務提供

2. 取引の概要

同社は、消費者に電話をかけ、消費者を住居の近くの駅や飲食店等に呼び出し、「CO2 排出権取引」と称する CO2 排出権の店頭デリバティブ取引に関する役務（以下「本件役務」という。）の訪問販売を行っていた。

3. 行政処分の内容

業務停止命令

(1) 内容

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。
- ② 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成 27 年 6 月 5 日から平成 27 年 9 月 4 日まで（3 か月間）

4. 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 威迫・困惑（適用条文：法第6条第3項）

同社は、訪問販売に係る本件役務の役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、契約を断っている消費者に対し、「営業妨害になります。警察に言って、裁判の準備もするそうです。何で契約する気がないのか、明日うちの事務所まで来て説明するように上司が言っています。」、「出張料を請求しますよ、損害賠償もします。弁護士をつけても30万から50万円はかかりますよ。それでもいいですか。」などと言って、消費者を威迫して困惑させていた。

(2) 迷惑勧誘（適用条文：法第7条第4号、省令第7条第1号）

同社は、訪問販売に係る本件役務の役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、長時間にわたる勧誘や、正当な理由なく不適當な時間帯に勧誘をするなど消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。

5. 勧誘事例

【事例1】

平成26年3月、待ち合わせ場所で同社の営業員Zは、消費者Aの車に乗り込むとパンフレットを取り出し、CO2排出権の話だと切り出した。Zはパンフレットを見せながら、「CO2取引は、日本で余っている分を海外で買ってもらう取引です。Aさんの名義で海外の取引所に口座を開設します。1口50万円です。取引の値が上がったら儲かります。下がっても儲かる方法があるんです。値が下がった時に一旦持っている分を全部売りに出します。差額は会社が負担します。値が戻ってきたら買い増しをします。こちらですべてやります。最初は買いからでも売りからでも入れます。取引は相対取引になります。」などと言った。Aは最初から契約をするつもりはなかったもので、「よく分からないのでいいです。」と断り続けた。Zは、Aが契約を渋っていたことから、「会社に電話します。」と言って車外に出ていった。10分くらいで戻ってくると、「上司から契約がとれるまで帰ってくると言われてしまいました。」と言った。その後もZの勧誘はしつこく、「駄目ですか、駄目ですか。」と言って契約を迫ってきた。そして、Zは「契約書にサインをください、クーリング・オフをしてもいいですから契約だけしてください。」と懇願するように言った。サインをしないと帰れない雰囲気、AはZに「本当にクーリング・オフしてもいいですね。それで契約書にサ

インすればいいですね。」と念を押した。Zは「それで結構です。」と言ったので、1口50万円の契約を承諾した。Zは、車内から上司と思われる男に電話をかけ状況を説明した後、Aに電話を代わった。電話で上司Yは「今いくら持っていますか。その場であるだけの現金を払ってください。」と言った。AはZに所持金の5万円を払えば解放されると思い、5万円を出すと話した。電話を切るとZは「残りの45万円は明日借りて用意してください。サラ金とかの金融機関で借りてください。」「みんなすぐ儲かった分で返済しているから大丈夫ですよ。」と言った。すでに時間は、午前1時30分くらいで、この日Aは、午後7時頃から翌日午前1時30分頃まで、延べ6時間30分以上、延々とZから狭い車内で勧誘を受けた。

【事例2】

平成26年7月、消費者Bは同社の営業員Xと待ち合わせ、喫茶店に入り、Xはパンフレットを取り出してCO2取引の話をはじめた。Xは「CO2に関する排出権がありまして、日本で余っている分を海外で買ってもらう取引です。保証金として一口50万円からです。ユーロ建て、売りからでも買いからでも入れます。当社との相対取引で差金決済となります。取引を始めましょうよ。」などと勧誘した。Bは、最初から取引するつもりがなかったので、「お金がありませんので、やりません。」と断った。それでもXはしつこく「取引を始めましょうよ。」と勧誘を続けた。Bは「やりません。そのつもりはありませんから。」と断り続けると、「じゃ分かりました。会社の方に報告します。」と言って外に出た。Xは戻ると、突然「トラブル扱いになります。」と言い、「最初から取引をするつもりがないのに、営業員を行かせて会ったのだから、営業妨害になります。警察に言って、裁判の準備もするそうです。何で契約する気がないのか、明日うちの事務所まで来て説明するように上司が言っています。」と脅かすように言った。Bは「裁判までおこされてはたまらないな。東京まで行かなくてはならないなんて困ったな。何で会う約束をしてしまったのか。」と後悔した。Bが契約を渋っていると、Xは席を立って外へ電話をかけに行った。Xは戻ると、「むつみの事務所の隣に弁護士事務所があって、そこに連絡して裁判の準備をするそうです。すでに弁護士に連絡してあるそうです。」「裁判になると100万円以上の費用がかかりますよ。裁判で100万払うなら、この取引に投資したほうが得策ですよ。」と言って勧誘を続けた。Bが返事を渋っていると、Xは「今、

隣の弁護士がうちの事務所に来て、訴訟手続きの書類を書いているそうです。」、「契約すれば丸く収まるのです。」と言った。すでに、午後10時を過ぎており、Xに会ってから4時間以上はたっていた。

【事例3】

平成26年10月、同社の営業員Wは消費者Cの車でファミレスに行った。テーブル席に座るとWは、鞆からパンフレットを取り出し、「CO₂排出権取引とは、先進国の排出するCO₂の権利について、余っている国から企業が売買できる取引だ。」、「ヨーロッパの取引所で扱っているCO₂排出権の投資で、一口が50万円からです。最低でも2口やったほうがいいです。100万円かかりますが、売りと買いの両方を同時に立てる両建てにすれば、どちらかが利益が出ているので、損はしません。保証金として入れてもらいます。」などと説明した。Cは「もう帰らないと。帰りたいから話を終わりにしてください。」と言って席を立とうとした。それでもWは勧誘を続け、「1口だけでも取引してください。1回でも取引してくれれば履歴が残り、元金が残っている状態で、手数料がかかりますけど上積みの利益から手数料を引いても、元金分くらいは返せますから。儲けしか出ないですから。」などと、しつこく勧誘した。さらに、Wは「1口50万円でもいいですから、契約してください。断ればここまで来た出張料を請求しますから。」などと言った。既に午後6時頃になっており、3時間くらいはたっていた。Cは「これ以上は駄目です。家で話を聞きますから、一緒に来ますか。」と言って席を立つと、Wは自宅まで一緒に行くと言うので、しかたなく自宅まで案内した。Wは、Cの自宅で「損はさせませんから1口だけでも契約してください。1回でも2回でもやってもらえれば解約してもいいですから。」と言った。CはWに「信用ができないから。」と言い契約を渋ると、「何が信用できないのですか。」、「上司Vに電話します。」と言って外に出た。暫くしてWが戻ると、Vと電話を代わった。Vは「どこが信用できないのですか。具体的に断る理由を説明してください。」と言った。Cは「具体的に言われても困るが、Wから、最初に電話で、会ってくれさえすればいいです。すっぱかしだけはしないでください。断ることも出来ますからと言われたので、とりあえず会って話だけ聞いてから断ってもいいかなと思って、会う約束をしたのです。話は分かりましたが、契約をするつもりはありません。」とはっきり断った。するとVは「出張料を請求しますよ、損害賠償もします。弁護士をつけても30万から50万円はかかりますよ。それでもいいです

か。」と脅してきた。Cはこの時、脅されたと感じた。そして、Wの契約するまで帰らない態度と、契約しないと損害賠償をされると言われて困ってしまい、裁判を起こされると仕事にも影響するし、本当に説明どおり利益が出るのか疑問だが、50万円で契約して帰ってもらった方が得策だと思ったので、しかたなく契約した。WはVに電話をかけ、Vと電話で話すように言われ電話を代わると、「クーリング・オフすると損害賠償を請求しますからね。」と釘をさされた。WはCの家にも1時間くらいは居たので、Wと会ってから4時間くらいいたっていた。

【事例4】

平成26年9月、消費者Dは同社の営業員Uと待ち合わせをした。UはDの車に乗り込むと直ぐに、カバンからパンフレットを出して拵げながら、CO2排出権取引に関する説明を始めた。Uは「ここまで説明を聞いて、如何ですか。取引しませんか。」と聞いたので、Dは「興味も無いので断ります。」と言ったが、Uは一向に気にする様子もなく、勧誘を続けた。そうしたやりとりが暫く続いた後、Uは「話を聞くだけで、最初から断るつもりだったのか。」「会って話を聞いてくれる方は、契約してくれる方だと思った。」と言った。Dは「そういうつもりではなかった。」と言うと、Uは「それはまずいですよ。」「このままだとお互いに不利な状況になりますよ。」「弁護士を立てて、もめごとを回避することになりますよ。」「これまでの費用を請求することになりますよ。」などと言った。Dは、Uからこのように言われて、自分に非があるように思えてきて、親に迷惑をかけることになるし、もめ事は嫌なので、言われるままに契約した。さらにUは「両建てにした方が良いので、50万円を2枚、計100万円になる。」と言ったので、「そんなお金はありません。」と言うと、「では、カードローンを作って払ってください。」「審査が通ったら100万円を買ってください。」と言った。Dは、トラブルを避けたかったので、サラ金からお金を借りるため、車で1時間ほど離れている駅まで行った。審査が通りカードが発行され、計100万借りることが出来たので、Uに現金100万円を渡した。時間は夜の7時くらいだったので、DはUと会ってから6時間ほど経っており、既に精神的にも参っていて散々な状態だった。